

X R V A業務等の見直し

平成27年4月16日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

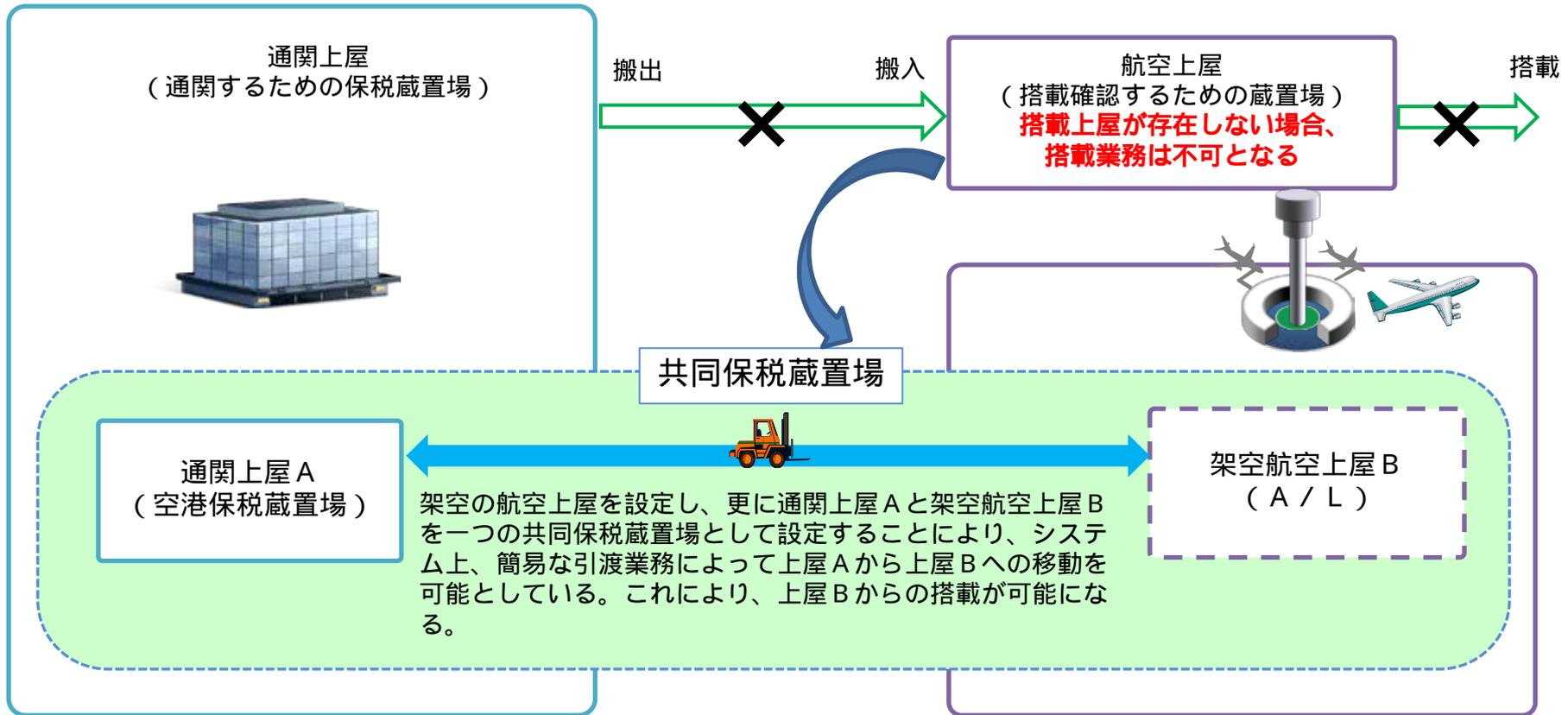
1. 現行及び次期システムにおける処理と対応について

区 分	概 要
1. 個別検討事項	RVA業務等の見直し
2. 現行仕様	<p>航空会社保税蔵置場の無い空港地区において搭載業務を可能とするため、架空の搭載航空会社保税蔵置場を設定し、通関上屋から架空搭載上屋へ貨物を簡易に引き渡すための業務を提供している。</p> <p>「航空会社向貨物引渡し登録（航空会社単位）（RVA）」業務 「航空会社向貨物引渡し登録（AWB・HAWB単位）（RVB）」業務 「航空会社向貨物引渡し登録（MAWB単位）（RVM）」業務 「共同蔵置場向貨物引渡し登録（RVX）」業務</p> <p>概要は次ページ参考のとおり。</p>
3. 見直しの経緯 (利用者の要望)	<p>一部の空港地区において、RVA等業務と通常のEXM等業務の併用を希望する者がいるが、現状では、RVA等業務を利用可能とする設定を実施した場合、通常の搬出入業務の利用が制限されるため、これを改善して欲しいとする要望がある。</p>
4. 次期仕様	<p>RVA等業務と通常の搬出入業務の併用について、税関が認めた保税蔵置場間に限って、これを可能とする仕様に変更する。ただし、RVX業務は対象外とし、RVA等業務により搭載上屋へ搬出された貨物を通関上屋へ移動する際は、従来通り不積返送承認を得たうえでEXA等/BIL業務にて搬出入を行うこととする。</p>

参考 . 現行 R V A 業務等の概要について

N A C C S の仕様上、航空貨物の輸出における 搭載確認業務 は、航空上屋（搭載上屋）に蔵置されている状態で航空会社が必要となることが必要となっている。一方、一部の空港では、通関上屋は存在しても航空上屋（搭載上屋）が存在しないケースがあり、これら空港においては、搭載処理を可能とするために架空の航空上屋(搭載上屋)を設定し、システム上は通関上屋と航空上屋が一体となった共同保税蔵置場とみなすことで、通関上屋から搭載上屋への引渡し（R V A 等業務）を可能とする機能を提供している（実態としては、通関上屋 において 搭載確認業務を可能としている。）。

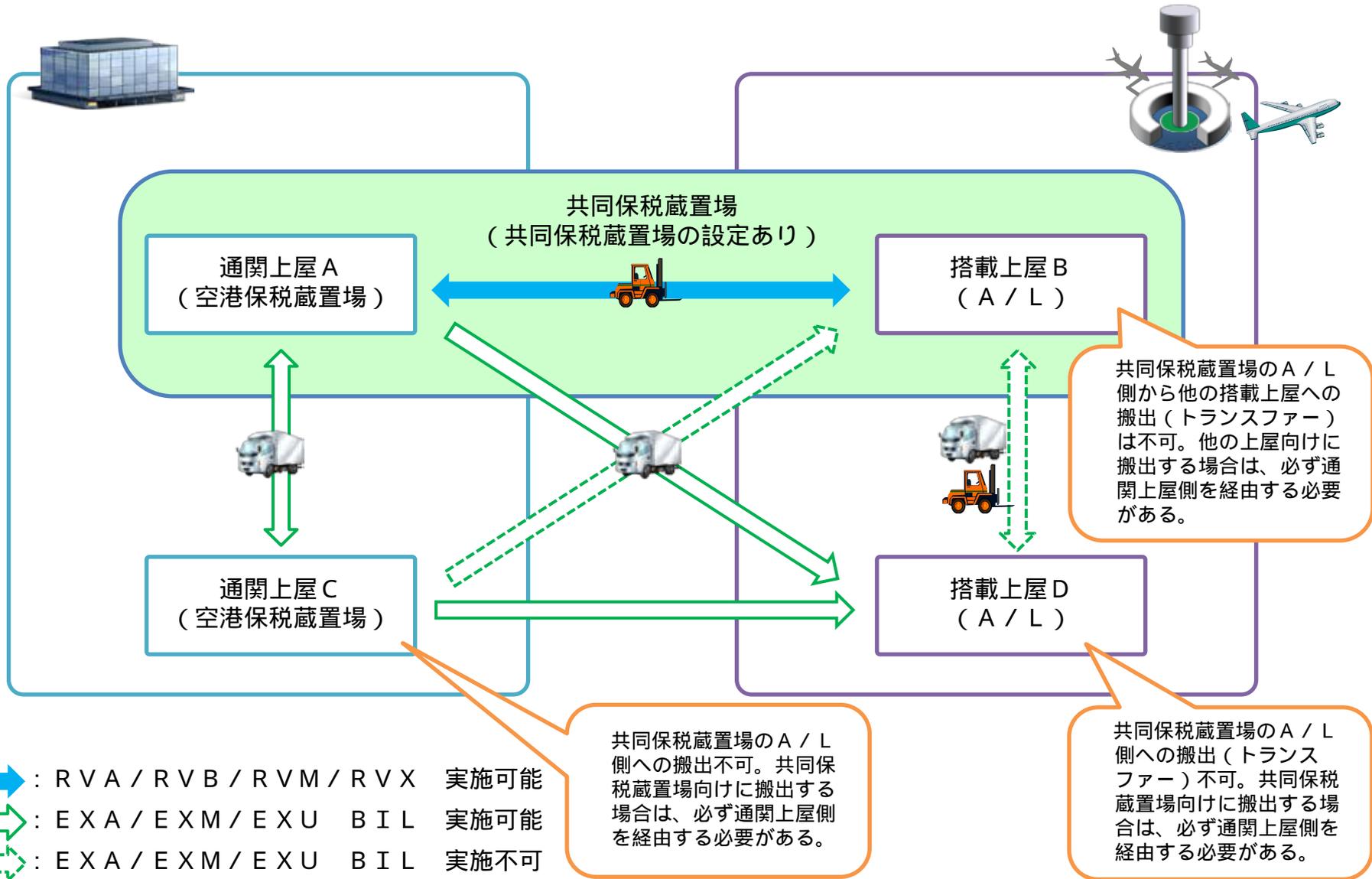
なお、同一の保税地域とみなされていることから、当該蔵置場コード間で貨物が引き渡されても、保税台帳管理資料に反映されることはない。



↔ : R V A / R V B / R V M / R V X 実施可能

2. 現行の問題点

複数の上屋が存在する空港地区において、一部の保税蔵置場について共同保税蔵置場の設定によってRVA業務を可能とする登録を行った場合、上屋間で行われる搬出業務等に利用制限（破線矢印）が発生する。

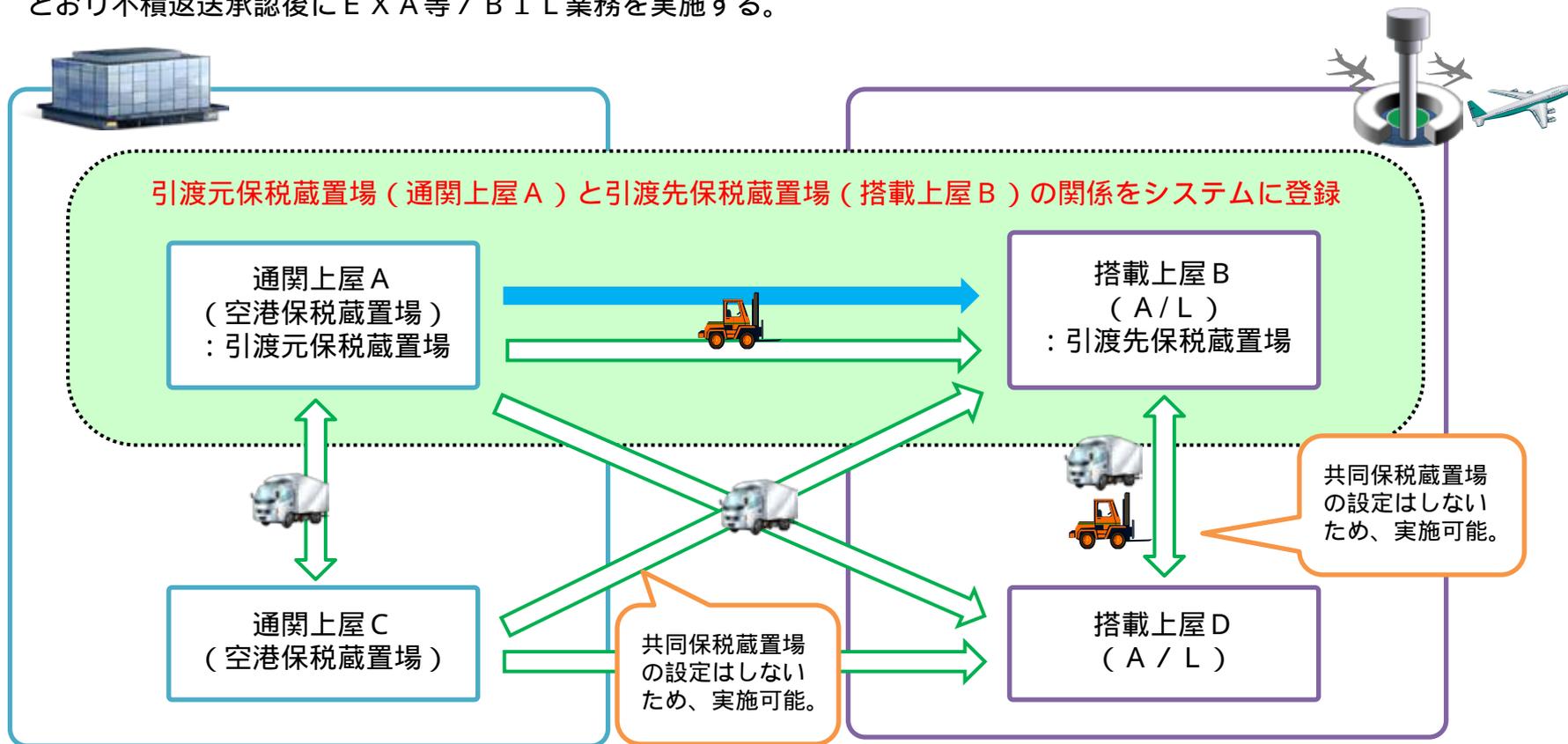


3 . 次期変更案

税関が認めた場合に限り、あらかじめ指定した引渡元保税蔵置場と引渡先保税蔵置場の関係をシステムに登録することで、RVA等業務と通常の搬出入業務の併用を可能とし(注)、従来の共同保税蔵置場における利用制限を解消する。

また、「航空輸出貨物搬出入データ(S14)」に反映するため、上記の関係がシステムに登録されている場合における編集処理について見直しを行う。

(注) 現在、共同保税蔵置場で利用可能なRVX業務は不可とし、搭載上屋から通関上屋への移動が必要となった際は、従来どおり不積返送承認後にEXA等/BIL業務を実施する。



- ↔ (Blue) : RVA / RVB / RVM 実施可能
- ↔ (Green) : EXA / EXM / EXU BIL 実施可能

4. 変更内容

オンライン業務の変更

前記3. のシステム登録をした保税蔵置場において、以下の貨物引渡し登録業務を可能とする。

対象業務	
「航空会社向貨物引渡し登録（航空会社単位）呼出し（RVA）」業務	
「航空会社向貨物引渡し登録（航空会社単位）（RVA01）」業務	
「航空会社向貨物引渡し登録（AWB・HAWB単位）呼出し（RVB）」業務	
「航空会社向貨物引渡し登録（AWB・HAWB単位）（RVB01）」業務	
「航空会社向貨物引渡し登録（MAWB単位）呼出し（RVM）」業務	
「航空会社向貨物引渡し登録（MAWB単位）（RVM01）」業務	

管理資料収集条件の変更

前記3. のシステム登録をした保税蔵置場において貨物引渡し登録業務が行われた場合は、以下の管理資料へデータを収集・出力する。

対象管理資料	
「航空輸出貨物搬出入データ（S14）」	「引渡し貨物状況データ（S08）」

「輸出貨物情報照会（IGS）」業務

前記3. のシステム登録をした保税蔵置場において貨物引渡し業務が行われた場合は、対象の出力情報の「輸出共同蔵置場」欄には何も出力しないこととする。

対象出力情報	
輸出貨物情報照会情報（搬入情報1）（AAT131）	輸出貨物情報照会情報（蔵置情報）（AAT135）
輸出貨物情報照会情報（搬入情報2）（AAT132）	